

## 宿泊税の使途周知業務に係る仕様書

### 1 業務名

宿泊税の使途周知業務

### 2 業務の趣旨・目的

本市では、国際文化観光都市京都の魅力を高め、観光の振興に活用するために、平成30年10月1日から宿泊税を導入しています。また、制度の見直しを検討した結果、令和8年3月1日から宿泊税（税率）の改正を予定しています。

宿泊税は、上記のための目的税であり、宿泊税の具体的な使途について、市民や宿泊客及び宿泊施設事業者に対して、効果的な周知を図り、宿泊客に対しては宿泊税の負担への理解を、市民に対しては観光や宿泊税が市民生活の向上に貢献していることへの理解を、それぞれ醸成していく必要があります。

このことから、公募型プロポーザル方式により、宿泊税制度の周知業務について、受託候補者の選定を行うものです。

### 3 業務の内容

#### (1) 広報

##### ア 全般

##### (ア) 方針

本市が、市民・宿泊客・事業者三者の満足度が高く、新たな魅力や価値の創造等にもつながる持続可能な観光のために宿泊税を活用していることなどが伝わる広報となるよう提案すること。

イラストなどを用いた分かりやすい周知・広報を行うこと。また、想定される対象に対して、効果的な広報を積極的に提案すること。

##### (イ) 対象

市民や宿泊客及び宿泊施設事業者を対象とし、対象を意識した動画の制作等を行うこと。市民は、主に若年層から中年層を対象とすること。

また、宿泊施設事業者を通じて納税義務者である宿泊客から宿泊税を徴収していただいていることから、宿泊客及び宿泊施設事業者も対象とし、海外からの宿泊客についても配慮すること。

##### (ロ) 周知内容

特に対象が関心のある事業について、「令和7年度 宿泊税を活用する事業」（参考1）及び「令和7年度 宿泊税の活用を予定する主な事業」（参考2）に挙げられた5つの施策の柱から、それぞれ個別具体的な事業を掘り下げて周知すること。

##### (ハ) その他周知

宿泊税（税率）の改正周知は別途プロポーザルを行うことを考慮し、本件は使途周知について行うこと。また、改正周知（使途周知についても含む）については、高齢者等の市

民を対象に、令和7年9月頃に本市の市民しんぶんに掲載し、令和8年1月に広報板に掲示を予定しています。

#### イ 動画の制作

宿泊税の使途の施策ごとに15秒の導入用動画及び最大2分程度の本編用動画を制作すること（各5本程度を想定）。

- ・具体的な制作内容、本数・長さについては、本市と受託者が協議のうえ確定します。
- ・導入用及び本編用動画については、令和7年8月7日（木）までにそれぞれ最低1本以上を納品すること。残りの動画については、効果的な時期等の計画提案を踏まえ、順次納品すること。
- ・動画については、繋ぎ合わせ再編集ができるようにすること。
- ・動画ファイルの形式、画面縦横比等はSNSの種類に合わせたものを用意し、マルチデバイスの利用を考慮すること。
- ・動画は、実写、アニメーションを問わない。
- ・効果的な音響を使用すること。セリフ等がある場合は、原則として字幕を入れたものを作成し、英語に対応したものも作成すること。
- ・複数年にわたり動画の掲載ができるよう、内容等を配慮すること。
- ・肖像権及び著作権について、問題が発生しないよう必要な手続きを行うこと。作成した動画は、本市のホームページ「京都市情報館」等に掲載できるようにすること。
- ・動画制作にかかる諸経費について、すべて委託料に含むものとします。

#### ウ 動画のSNSでの発信

動画を必要に応じ加工し、対象の閲覧に繋げるSNSを選定し、効果的なプッシュ型情報発信について提案すること。

- ・動画ごとにサムネイルの制作についても併せて行うこと。
- ・特に動画を最後まで視聴してもらうことを重視すること。
- ・目標について、本市と受託者が協議のうえ設定し、クリック数、視聴完了率等についてデータ分析を行い、分析結果に基づき改善の提案をし、本市と協議のうえ、適宜改善提案・報告を行うこと。
- ・発信について、効果的な時期等の計画を提案すること。
- ・動画の内容について、京都市公式 Note に掲載することを想定した記事を作成すること。

#### エ チラシ等印刷物の作成・印刷

動画と一体性を持たせたメインビジュアルを元に、チラシ・ポスター等を作成すること。印刷物には、京都市紋章等や印刷番号を記載すること。

なお、デザイン料等の経費は、委託料に含むものとします。

##### (ア) チラシ

A 4カラー刷り3,200部を作成すること。うち1,101部については、20部単位で付箋等をつけ、指定納期（令和7年9月中旬予定）に本市に納品すること（ローソンでの配架で使用）。また、その他配布に2,099部を作成すること。上記以外に配布場所の提案がある場合は、その必要部数を作成すること。

##### (イ) ポスター

B 3（横）カラー11,200部を作成すること。うち10,690部については、本市の広報板

に掲示するため、100部ごとに合紙を挟み、300部ごとに部数が分かるようにして、指定納品先・納期（令和7年12月上旬）に納品すること。また、その他掲出用に510部を作成すること。上記以外に掲出の提案がある場合は、その必要部数を作成すること。

オ その他の広報の掲出

上記のほか、市バス・地下鉄等への掲出、市役所内のテレビモニターや駅・商業施設へのデジタルサイネージなどについて、効果的な広報掲出を積極的に提案すること。内容は、本市と受託者が協議のうえ、確定します。

なお、掲出場所の使用料金等の諸経費は、委託料に含むものとします。

カ 通年周知

上記の周知とは別に、通年での使途周知について提案を行うこと（本市では庁舎でのポスター掲出を予定）。

なお、周知にかかる諸経費については、委託料に含むものとします。

(2) 事業報告書の提出

実施した事業の内容について、事業終了後に以下の書類（各1部）を本市に提出すること。

ア 完了通知書

イ 納品書

ウ 請求書

エ その他本市が必要と認める書類

(3) データの提出

動画データ等をCD-R等の記録媒体に保存して提出すること。

なお、電子データの形式は本市と協議のうえ、本市が指定する形式（「pdf」、「ai」、「png」、「mp4」等）で提出すること。

## 4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 5 スケジュール（予定）

令和7年 8月7日 1本目の動画の納品（※）

9月中旬 チラシの納品

令和7年12月上旬 本市広報板に掲示するポスターの納品

※ 1本目の動画（導入用及び本編用の動画各1本）、残りは順次納品すること

## 6 提出書類

本業務の実施に当たって受託者は、契約締結の日から7日以内に次の必要書類を提出し、本市の承諾を得るものとします。

(1) 業務実施計画書兼工程表

(2) 人員体制表

## 7 その他留意事項

(1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に行うこと。

- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属します。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しないこと。
- (4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (5) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (6) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこと。